

○財務省告示第三百二十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年九月二十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年十月十日

財務大臣 城島 正光

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第三十七回）

二 発行の根拠 法律及びその法律の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条

三 振替法の適用等 第一項及び第四十七条 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であつて、財務大臣が各国債市場特別参加者

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ	十 一	十 一					
償 還 金 額	償 還 期 限	後 の 利 子	第 二 期 以	初 期 利 子	利 率	入 札 発 行	価 格 競 争	・ 第 II 非 者	別 参 加 者	債 市 場 特 国 債 市 場	入 札 発 行	価 格 競 争	発 行 価 格 日

額平利てを毎
面成子、支年
金五をそ、支三
額十支の期月
百四払日と二
円年う。前、日
につき。六各及
百二十月間、九
円日属すお十

年一・九パーセント
 平成一・九パーセント
 期とし、次の算式により算出し
 た金額を支払う。ただし、支払
 期が銀行休業日に当たるとき
 は、その翌営業日に支払う（以
 下、次号及び第十五号において
 規定する期日について同じ。）

$$\text{額面金額} \times \frac{1.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

十
五
銭
 額
金
額
百
円
に
つ
き
九
十
九
円
九
 格
 十
五
銭
以
上
の
そ
れ
ぞ
れ
の
応
募
価
 額
 平
成
二
十
四
年
九
月
二
十
日
 する。

十 十 十
九 八 七

払 者 入 払 元
込 者 札 場 利
期 者 参 所 金
日 加 加 支

平 財 日
成 務 本
二 大 銀
十 臣 行
四 か
年 ら
九 通
月 知
二 を
十 受
日 け
た
者